

京都府（淀川水系）流域自治体会議規約（案）

（名 称）

第1条 本会議は、京都府（淀川水系）流域自治体会議（以下「流域自治体会議」という。）と称する。

（目 的）

第2条 流域自治体会議は、府内の淀川水系を管轄区域に含む市町村及び京都府が、流域の様々な課題について、独自に協働して検討を行い、意見集約や意思統一を図り、総合治水をはじめ、利水、環境、文化、防災、まちづくり等の幅広い分野における地域主導による水行政の円滑な推進に資することを目的とする。

（構 成）

第3条 流域自治体会議は、府内の淀川水系を管轄区域に含む市町村及び京都府をもって構成する。

（事 項）

第4条 流域自治体会議は、第2条に定める目的を達成するため次の事項を行う。

- （1）府内の淀川水系の河川整備等に関する諸課題の検討に関すること
- （2）府内の淀川水系に関する河川行政の制度・施策等の調査、立案、推進に関すること
- （3）前各号に基づく国および関係者に対する提言に関すること
- （4）その他、本会議の目的を達成するため必要なこと

（会 議）

第5条 流域自治体会議は、別表1にかかげる委員をもって構成する。

- 2 会議の議長は京都府知事とし、会議は知事が主宰する。
- 3 会議は議長が招集する。
- 4 構成員である市町村は、流域自治体会議の開催を求めることができる。
- 5 必要に応じて構成員以外の関係者に対し、出席または資料提出などを求めることができる。

（幹事会等）

第6条 流域自治体会議には、別表2にかかげる幹事をもって構成する幹事会をおく。

- 2 幹事長は京都府建設交通部河川課長とし、幹事会を招集する。
- 3 必要に応じて、別表3にかかげる市町村及び京都府で構成するワーキンググループを設置することが出来る。
- 4 構成員である市町村は、幹事会及びワーキンググループの開催を求めることができる。

（事 務 局）

第7条 流域自治体会議の事務局は、京都府建設交通部河川課におく。

（そ の 他）

第8条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は議長が定める。ただし、重要な事項は、構成員の同意を得るものとする。

附則 平成22年7月 日から施行する。

別表1 京都府(淀川水系)流域自治体会議

団体名		委 員	
		職名	氏名
京都府		知事	山田 啓二
市 町 村	京都市	市長	門川 大作
	宇治市	市長	久保田 勇
	亀岡市	市長	栗山 正隆
	城陽市	市長	橋本 昭男
	向日市	市長	久嶋 務
	長岡京市	市長	小田 豊
	八幡市	市長	明田 功
	京田辺市	市長	石井 明三
	南丹市	市長	佐々木 稔納
	木津川市	市長	河井 規子
	大山崎町	町長	真鍋 宗平
	久御山町	町長	坂本 信夫
	井手町	町長	汐見 明男
	宇治田原町	町長	奥田 光治
	笠置町	町長	松本 勇
	和束町	町長	堀 忠雄
	精華町	町長	木村 要
	南山城村	村長	手仲 圓容

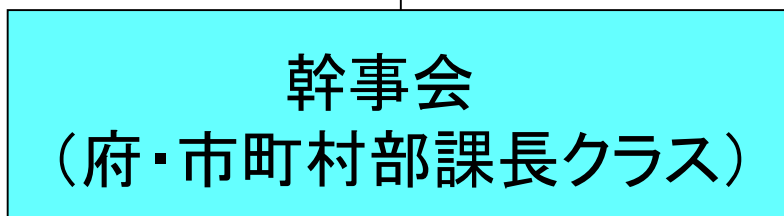
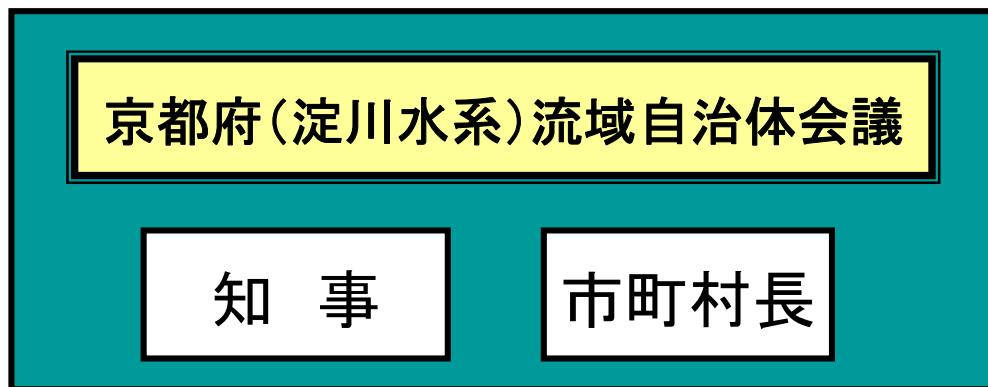
別表2 幹事会

団体名		幹 事		
		所属	職名	氏名
京都府		建設交通部河川課	理事	田井中 靖久
市 町 村	京都市	水と緑環境部河川整備課	課長	川越 順二
	宇治市	建設総括室	理事	大関 弘之
	亀岡市	桂川・広域交通課	課長	中井 康雄
	城陽市	都市管理部土木課	課長	嶋本 市朗
	向日市	建設産業部	参事	大野 勘一郎
	長岡京市	建設部土木課	課長	大石 守
	八幡市	都市管理部道路河川課	課長	高田 國弘
	京田辺市	建設部	技監	今西 克禎
	南丹市	土木建築部土木管理課	課長	寺田 昇
	木津川市	建設部	理事	東岡 正樹
	大山崎町	環境事業部	部長	山田 繁雄
	久御山町	建設整備課	課長	奥田 泰嗣
	井手町	建設課	課長	奥山 英高
	宇治田原町	建設・環境課	課長	光嶋 隆
	笠置町	建設産業課	課長	川西 隆次
	和束町	建設事業課	課長	北 淳司
	精華町	監理課	課長	栗本 雅夫
	南山城村	建設水道課	課長	山本 雅史

別表3 ワーキンググループ構成団体

ワーキンググループ	構成市町村
桂川流域 ワーキング グループ	京都市、亀岡市、向日市、 長岡京市、南丹市、大山崎町
宇治川流域 ワーキング グループ	京都市、宇治市、八幡市、城陽市、 久御山町、宇治田原町
木津川流域 ワーキング グループ	京都市、城陽市、八幡市、京田辺市、 木津川市、久御山町、井手町、笠置町、 和束町、精華町、南山城村

※各ワーキンググループは、京都府及び上表の構成市町村で構成する。

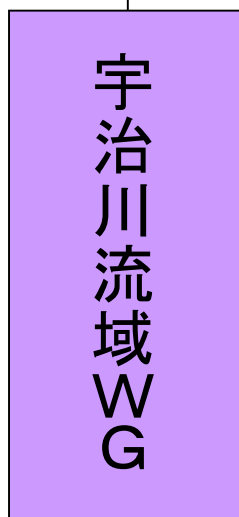


※事務局は府河川課に置く

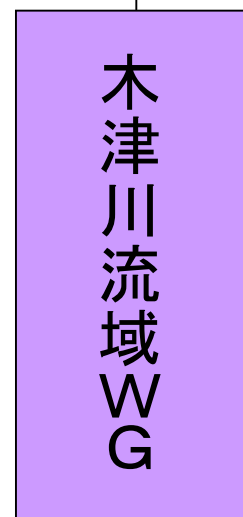
(必要に応じて設置)



<流域市町>
南丹市、亀岡市、
京都市、向日市、
長岡京市、大山崎町



<流域市町>
京都市、宇治市、
八幡市、城陽市、
久御山町、
宇治田原町



<流域市町村>
京都市、城陽市、
八幡市、京田辺市、
木津川市、久御山町、
井手町、精華町、
笠置町、和束町、
南山城村